

第 5 回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

公の施設等について ～譲与・譲渡手続に係る議会関与～

(総務部)

令和 5 年 12 月 21 日 (木)

1 第3回調査特別委員会での意見

- 議会の関与の仕方に不十分な点があったことについて、今後きちんと議会として関与していけるよう、早期に具体的な仕組みづくりの検討を進めること。

【第3回県有施設・県出資団体等調査特別委員会における委員長意見】

- ・ 手続面においては、公園の在り方についての方針が変わる中、議会等への事前の説明が不十分であったり、公園の無償譲渡の判断が執行部のみで行われようとするなど、これまでに至る県の意思形成過程において、議会の関与の仕方に不十分な点があったのではないかと認識している。
- ・ 今回は、この調査特別委員会が設置されたことで、一定の議論の場が確保されたものの、今後類似の案件に対しても、より丁寧な説明をしていただき、議会が十分関与できるような仕組みをつくる必要があると考える。
- ・ したがって、今回の案件に関する方針については妥当と判断し、方針どおりに進めていただきたいと思います。執行部に対しては、現行の仕組みで欠落している部分について、例えば譲与等に関する条例や取扱基準の見直し、議会への報告の義務付けなど、今後きちんと議会として関与していけるよう、早期に具体的な仕組みづくりの検討を進め、随時本委員会への報告を求め、本委員会においても引き続き、議論してまいりたいと思う。

2 検討結果

- 議会が十分に関与できる仕組みとして、全施設を定期的に報告するなど、説明機会や説明内容の充実を図っていく。

検討項目	現状	検討結果
① 議会への説明について (意見(検討の視点)) <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会報告の義務付けなど、議会が十分関与できる仕組みが必要である。 ・ 今後は、今回の特別委員会のような資料でしっかり議論したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>譲渡等の方針を検討した施設は、直近の所管常任委員会</u>で報告を行っている。 ○ 資料については、<u>対応方針等の概要の分かる資料</u>で説明を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>今回調査対象となった全施設</u>について、毎年1回(第2回定例会時)、<u>定期的な報告</u>を行う。 ○ 報告にあたっては、<u>今回の特別委員会</u>で使用した資料に基づき、<u>施設設置の経緯や利用状況</u>等を説明する。 ○ なお、資料については、<u>所管常任委員会委員</u>のほか、<u>全議員へ提供</u>する。 ※<u>譲渡等の方針を検討した施設</u>については、<u>直近の所管常任委員会</u>で説明

検討項目	現状	検討結果
<p>② 「県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」（譲与条例）及び「普通財産の譲与、無償貸付け等に関する取扱基準」（取扱基準）の改正について （意見（検討の視点））</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲与条例や取扱基準改正などにより、議会が十分関与できる仕組みが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項において、地方公共団体の財産を「<u>適正な対価</u>」なくして譲渡するときは、<u>条例で定める場合を除くほか、議会の議決によらなければならないとされている。</u> 本県では、当時、国から示された条例準則に基づき、譲与条例を定め、当該条例第3条において、<u>地方公共団体その他公共団体が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合には、譲与できるとしている。</u> また、譲与できる財産については、取扱基準において該当する場合を規定しており、これにより難しい特別な理由があるときは、総務部長との協議により、特別の取扱いをすることができるとしている。 なお、特別な取扱いは、同一目的で市町村が公共用に供する場合や、県で解体予定の建物を市町村が譲り受ける場合など、<u>限定的な運用</u>としており、公有財産の適正な管理と効率的、統一的な運用を図る見地から、公有財産事務の統括としての総務部長の協議を必要としているもの。 さらに、公の施設の廃止の際には、施設の設置及び管理に関する条例の改正等の議案を審議し、その際に譲与についても議論いただいている。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行どおり <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 公用・公共用等の事業に供する場合とあるが、同一目的で市町村が公共用に供する場合などに<u>限定した運用</u>としている。 また、施設の設置及び管理に関する条例の改正等の議案を審議する際に、譲与についても<u>一体的に議論が可能</u>である。 なお、本県の譲与条例は<u>国準則どおり</u>の内容としている。

検討項目	現状	検討結果
<p>③ 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（財産条例）の改正について （意見（検討の視点））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格だけでなく、資産価値を議決案件の要件にできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第8号において、条例で定める金額の財産処分について、議会の議決が必要とされており、その金額は地方自治法施行令第121条の2第2項において、都道府県、指定都市等ごとに、<u>売払いの予定価格の最低基準</u>が定められている。 ○ この施行令に基づき、本県においては、財産の処分に関し、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条」を定め、予定価格7千万円以上かつ土地については2ha以上のものを議決の対象としている。 ○ なお、財産条例の「適正な対価」によらない譲与は、地方自治法第96条第1項第6号該当であるため、当該条例の適用外となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行どおり <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第96条及び施行令第121条の2第2項において、<u>売払いにあたっての基準</u>を「予定価格」としている。 ・ <u>財産条例においても、政令で基準としている「予定価格」（取引実例等から定めた金額）</u>を採用している。

【参考】

地方自治法

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (7) 不動産を信託すること。
- (8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(財産の管理及び処分)

第 237 条

2 第 238 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

地方自治法施行令第 121 条の 2 第 2 項

第 121 条の 2

2 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第四上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

別表第四 (第 121 条の 2 関係)

不動産又は動産の買入れ若しくは売払い (土地については、その面積が都道府県にあっては 1 件) <u>2 万平方メートル以上</u> 、指定都市にあっては 1 件 1 万平方メートル以上、市町村にあっては 1 件 5 千平方メートル以上のものに係るものに限る。) 又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い	都道府県	70,000 千円
	指定都市	40,000 千円
	市	20,000 千円
	町村	7,000 千円

茨城県県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

普通財産の譲与、無償貸付け等に関する取扱基準(昭和44年総務部長通達)

(譲与)

第2 条例第3条の規定により普通財産の譲与をすることができるのは、同条第1号に該当する場合であって次の各号の一に該当するとき又は同条第2号、第3号若しくは第4号に該当するときとする。ただし、条例第3条第3号に該当する場合であっても寄付の際特約をした場合を除くほか、寄付を受けた後20年を経過したものについてはこの限りではない。

- (1) 他の地方公共団体において、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場又は道路法の適用を受ける道路（県道を引き続き市町村道の用に供する場合に限る。）の用に供するために必要とするとき。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第2条に規定する水防管理団体が水害の予防に供するために必要とするとき。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する土地改良区及び土地改良連合において直接事業の用に供するために必要とするとき。

(特例)

第6 第2から第5までの規定により難い特別な理由があるときは、総務部長と協議して特別の取扱いをすることができる。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。